

みなさんの納める保険税が国保を支えています。

保険税を納めなかった場合どうなるのですか？

①保険税を長い間納めないと保険証が交付されなくなります。
 災害を受けたなどの特別の事情がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられます。

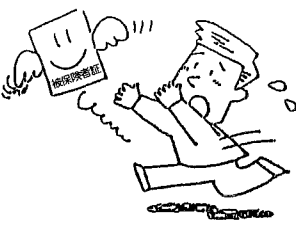
1 納期限を過ぎると、督促が行われます。
 ●延滞金などを科せられる場合がありますので速やかに納めましょう。

2 未納が続くと、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

3 納期限から1年間をすぎると、保険証を返してもらい、資格証明書*が交付されます。
 ●お医者さんにかかるときは医療費をいったん全額自己負担してもらい、申請によって後から給付金が支払われます。

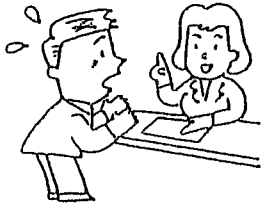
4 納期限から1年6か月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

5 それでもなお納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。



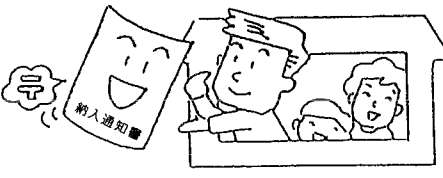
*資格証明書とは、国保の被保険者であることを証明するものです。

②納付が困難な場合、国保担当窓口にご相談しましょう。
 納付が困難な場合、滞納せずに早めに国保担当窓口にご相談してください。その際、計画的な納付方法等について聞かせていただきます。



保険税を納めるのはだれになりますか？

●納付通知書は世帯主に届きます。
 保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保に加入していなくても、世帯に加入者が一人でもいれば、納入通知書は世帯主に送られます。



国保に加入するとき・やめるとき

次のようなときは、14日以内に役場に届け出てください。

国保の資格を得る (加入する)のはこんなとき

- 他の市町村から転入してきた日 (職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめた日 (退職日の翌日)
- 生活保護を受けなくなったとき

国保の資格を失う (やめる)のはこんなとき

- 他の市町村へ転出した日の翌日
 ※転出・転入が同じ日の場合はその日
- 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- 生活保護を受け始めた日

国民健康保険税のお知らせ

今年の税率は **据え置き** に決定しました。

- ①国民健康保険税は所得割・資産割・均等割・平等割で計算されます。
- ②国民健康保険税は、医療分と介護分の合計額となります。
 (ただし、介護分は40歳以上65歳未満の方が国民健康保険にご加入されている場合になります。)

平成13年度 賦課額・税率表

国民健康保険税	医療分	所得割	賦課標準所得金額 × 7.90%
		資産割	平成13年度固定資産税額 × 26%
		均等割	被保険者数 × 29,000円
	介護分	平等割	1世帯につき 28,000円
		所得割	賦課標準所得金額 × 0.78%
		均等割	被保険者数 × 8,000円

軽減制度の適用表

世帯の年間の所得	軽減の種類
住民税基礎控除相当額 (33万円) 以下	7割軽減
33万円 + {24万5千円 × 被保険者数 (当該世帯主を除く)} 以下	5割軽減
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	2割軽減

- ※ ①軽減の対象となるのは、保険税のうち均等割と平等割のみです。
- ②被保険者とは、国民健康保険に加入している人です。
- ③2割軽減の適用を受けるためには申請が必要です。